

## 協定書例

### (事業名) の埋蔵文化財に関する協定書

(事業者) を甲とし、(教育委員会) を乙とし、(民間調査組織) を丙として、(遺跡名：所在地) の取り扱いについて、甲乙丙間で次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定書は、甲が施行する施設建設工事（以下「工事」という。）において、埋蔵文化財を適正に保護し保存するため、発掘調査の実施方法等について定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この協定書中の発掘調査とは、現地における遺構精査、遺構発掘等の調査と、現地における調査終了後の出土品及び調査記録の整理等作業、発掘調査報告書作成刊行を指す。

#### (協定書の対象)

第3条 乙は甲に対して、詳細な埋蔵文化財包蔵地区域及びその内容を提示し（別添1埋蔵文化財包蔵地区域図及び別添2埋蔵文化財内容及び保存措置一覧）、それをもって協定書の協議対象とする。

#### (埋蔵文化財の保存措置)

第4条 甲は、別添2に掲げる個々の埋蔵文化財について、そこに示す保存措置を講ずるものとする。

#### (発掘調査の体制)

第5条 前条において記録保存のための発掘調査を実施することとなった埋蔵文化財包蔵地について、甲は丙に発掘調査を委託するものとする。

- 2 丙は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)が規定する手続きを速やかに行い、発掘調査を実施するものとする。
- 3 乙は、発掘調査を日常的に監理し、必要に応じて埋蔵文化財の適正な保護に必要な事項を、甲又は丙に指示することができる。
- 4 甲及び丙は、前項の指示があった場合には、その指示に従わなければならない。

#### (発掘調査の費用)

第6条 発掘調査に要する費用は、乙が提示する埋蔵文化財調査仕様書に基づき、丙が積算するものとする。

- 2 発掘調査の実施の過程において、検出される埋蔵文化財の員数、規模が前項の埋蔵文化財調査様式と著しく齟齬を来す場合には、甲又は丙は乙に埋蔵文化財調査様式の修正を求めることができる。
- 3 乙は前項による修正を求められた場合には、必要に応じて速やかに修正し、甲及び丙に示すものとする。
- 4 前項により埋蔵文化財調査仕様書が修正された場合には、丙は発掘調査に要する費用を積算し直すものとする。

#### (委託費の契約及び支払方法)

第7条 甲丙は、前条に定めた範囲内において、発掘調査の委託費について別途協議し、委託契約を締結するものとする。

- 2 委託費の支払い方法については、丙の調査に支障を来さないよう甲丙協議して定めるものとする。
- 3 第1項により甲丙が締結する委託契約について、乙は一切の責を負わない。

#### (事業者が支出する費用)

第8条 発掘調査に要する費用は、甲が全額を支出するものとする。

2 甲が支出すべき発掘調査に要する費用の範囲は、別添3（本発掘調査の工程と必要経費）に示す範囲内とする。

（発掘調査の期間）

第9条 甲丙は、前条の委託契約で発掘調査の期間を定めるものとする。

2 甲は、前項で定めた発掘調査の期間を、乙に委託契約書の写しを添えて通知するものとする。

3 丙は、発掘調査の調査計画書を作成し、甲及び乙に通知し了解を得るものとする。

（発掘調査の実施）

第10条 丙は、前条第3項の調査計画書に基づき、発掘調査を実施するものとする。

2 丙は、発掘調査の実施に当たっては、甲が施行する工事の円滑な進捗に配慮することとし、甲の工事計画との調整を図るものとする。

（遺跡の不時発見の場合の取り扱い）

第11条 この協定の締結後に新たに遺跡が発見された場合には、甲乙丙別途協議して発掘調査期間、費用等を定めるものとする。

（出土品の取り扱い）

第12条 発掘された出土品の処置については、乙が甲に代わって法令の定めるところにより保存等の措置を講ずるものとする。

2 甲及び丙は、発掘調査による出土品、図面等の記録類及び著作権等に関する権利を一切放棄するものとする。

3 発掘調査による出土品及び図面等の記録類等は、丙の責任において発掘調査終了まで一時保管するものとし、発掘調査終了後は、速やかに乙に提出するものとする。

（発掘調査の公表）

第13条 乙は、発掘調査を公開し、または発掘調査の経過と成果を公表するよう甲丙に求めることができる。

2 甲丙は、前項の求めがあったときは、発掘調査を公開し、または発掘調査の経過と成果を公表しなければならない。

（そのほかの事項の取り扱い）

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成	年	月	日				
				甲	住 所		
					氏 名	代表者職氏名	㊟
				乙	住 所		
					氏 名	教育委員会 教育長	㊟
				丙	住 所		
					氏 名		㊟

別添1 埋蔵文化財包蔵地区域図

別添2 埋蔵文化財内容及び保存措置一覧

別添3 本発掘調査の工程と必要経費